

令和 6 年度  
一般廃棄物処理実施計画

垂 井 町

## 垂井町告示第88号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）第6条第1項の規定により、令和6年度一般廃棄物の処理に関する計画（一般廃棄物処理実施計画）を定めたので、垂井町廃棄物の処理及び清掃に関する条例（平成6年垂井町条例第5号。以下「条例」という。）第4条の規定により、次のとおり告示する。

令和 6 年 4 月 1 日

垂井町長 早野 博文



### 1 基本方針

- (1) 生活系一般廃棄物は、排出者が自ら処分できるもののほかは、法及び条例の定めるところにより垂井町が処理する。
- (2) ごみは、可燃ごみ、不燃ごみ、資源ごみ及び粗大ごみに分け、新聞・チラシやダンボール等の資源ごみについては、資源回収、廃品回収、垂井町エコドーム利用等による資源の再生利用に努めるものとする。
- (3) 事業系一般廃棄物は、事業者が自ら処分することを原則とするが、これによりがたいときは、法及び条例の定めるところにより、町の処理施設を利用して処分するものとする。
- (4) 特定分別適合物（ペットボトル、トレイ、牛乳パック等）は、定期的に回収し資源の再利用に努めるものとする。また、垂井町エコドームの設置により、資源化可能物については資源化し、循環型社会の実現を図る。
- (5) 最終処分場の焼却灰を町外へ持ち出し処分することの検討や、埋立処分場への事業系一般廃棄物の搬入規制を一部行うこと等、処分場の長期的な運用を図り、安定的な利用と延命化を進め、これにより適切な廃棄物の処理を目指す。  
なお、焼却灰の県外の民間処理施設への持ち出しを継続することとし、長期的視野に立った計画的な排出を行う。

### 2 基本的事項

- (1) 対象区域 垂井町全域
- (2) 対象人口 25,940人（令和6年3月31日時点）
- (3) 計画期間 令和6年4月1日から令和7年3月31日まで

3 一般廃棄物の排出の状況（令和 5 年度実績）

		種 類	排 出 量	
一 般 廃 棄 物		可燃ごみ	6,424 t	
		不燃ごみ	248 t	
		粗大ごみ	328 t	
		がれきごみ	14 t	
		有害ごみ	8 t	
		小計	7,021 t	
	資 源 ご み	金属類	2 t	
		缶類	55 t	
		ガラスビン類	119 t	
		プラスチック類（ペットボトル・トレイ除く）	8 t	
		ペットボトル	42 t	
		トレイ	2 t	
		牛乳パック	3 t	
		紙・布類	238 t	
		廃油	3 t	
		割り箸	1 t	
		陶磁器	9 t	
		インクカートリッジ	1 t	
		小型充電式電池	1 t	
		使用済小型家電	23 t	
		生ごみ（給食残飯など）	37 t	
		小計	543 t	
		計	7,565 t	
		し 尿 等	し尿	1,137 kℓ
			浄化槽汚泥	10,800 kℓ
	小計		11,937 kℓ	
	計		11,937 kℓ	

※小数点以下四捨五入

#### 4 一般廃棄物の処理主体

##### (1) 家庭から排出される一般廃棄物

種類	収集	中間処理	最終処理
可燃ごみ	直営 排出者	直営	直営
不燃ごみ	委託業者 排出者	組合	組合
粗大ごみ	直営 委託業者 排出者	組合	組合
がれきごみ	排出者	直営	直営
資源ごみ	直営 排出者	直営 委託業者	委託業者
有害ごみ	直営 排出者	組合	組合
し尿	許可業者	組合	組合
浄化槽汚泥	許可業者	組合	組合

組合とは、不燃・粗大・有害ごみについては「西南濃粗大廃棄物処理センター」(養老郡養老町有尾字下池663番地)において処理することを指し、し尿・浄化槽汚泥については「大垣衛生センター」(大垣市荒川町852番地)において処理することを指す。

##### (2) 事業活動に伴って排出される一般廃棄物

種類	収集	中間処理	最終処理
可燃ごみ	許可業者 排出者	直営	直営
不燃ごみ	許可業者 排出者	組合	組合

なお、法第7条に規定する業者については、別表1のとおりである。

5 処理計画

(1) ごみ処理実施計画

ア ごみの排出抑制・再資源化計画

(ア) 排出抑制の方法

事業名	事業内容
減量意識の啓発	広報や出前講座の活用、町廃棄物減量等推進員との連携や粗大ごみに係る処理手数料の有料化を実施し、ごみ減量意識の啓発に努める。
生ごみ処理容器等の普及促進	排出前段階での減量を目的として、電動生ごみ処理機や生ごみ処理容器等への購入者への支援を行い、家庭からの生ごみの減量化を促進する。

(イ) 再資源化の方法及び資源化量の見込

区分	内容	資源化量
集団資源回収	地域住民団体等が実施する集団資源回収の普及促進を図るため、実施団体に対し補助金を交付する。	45 t
直営拠点回収	資源ごみについて、定められた回収拠点から、金属類、ガラスビン類、プラスチック類、紙類、布類、廃油、有害物、割り箸、陶磁器、インクカートリッジ、小型充電式電池、使用済小型家電類等について、直営で回収し資源化を図る。	571 t

イ ごみの排出抑制・再資源化計画

(ア) 収集運搬する廃棄物の量の見込、収集回数及びその処分方法

廃棄物の処理	一般廃棄物の量	収集		処分	
		主体	回数	処理者	処分方法
可燃ごみ	6,102 t	垂井町	週2回 随時	垂井町	焼却処分 残渣は埋立
不燃ごみ	306 t	委託業者 西南濃粗大廃棄物処理組合	週1回 随時	西南濃粗大廃棄物処理組合	有価物回収後処理
粗大ごみ	307 t	垂井町 西南濃粗大廃棄物処理組合	年4回 随時	西南濃粗大廃棄物処理組合	有価物回収後処理
がれきごみ	13 t	垂井町	随時	垂井町	埋立処分
有害ごみ	8 t	垂井町	月1回 随時	西南濃粗大廃棄物処理組合	埋立処分
小計	6,736 t				

資源 (ごみ)	金属類	2 t	垂井町	随時	資源回収業者	再生利用
	缶類	58 t	委託業者	週2回	資源回収業者	再生利用
			垂井町	随時		
	ガラスビン類	124 t	垂井町	月1回	資源回収業者	再生利用
				随時		
	プラスチック類 (ペットボトル・トレイ除く)	6 t	垂井町	随時	資源回収業者	再生利用
	ペットボトル	42 t	垂井町	月1回	資源回収業者	再生利用
				随時		
	トレイ	3 t	垂井町	随時	資源回収業者	再生利用
	牛乳パック	3 t	垂井町	随時	資源回収業者	再生利用
	紙・布類	250 t	垂井町	随時	資源回収業者	再生利用
	廃油	3 t	垂井町	随時	資源回収業者	再生利用
	割り箸	1 t	垂井町	随時	資源回収業者	再生利用
	陶磁器	9 t	垂井町	年3回	資源回収業者	再生利用
				随時		
	インクカートリッジ	1 t	垂井町	随時	資源回収業者	再生利用
小型充電式電池	1 t	垂井町	随時	資源回収業者	再生利用	
使用済小型家電	24 t	垂井町	随時	資源回収業者	再生利用	
生ごみ(給食残飯など)	35 t	垂井町	給食など実施日	垂井町	再生利用	
小計	562 t					
合計	7,298 t					

(イ) 具体的な収集運搬・処分の概要(収集方法、対象地域、収集日等)

A 可燃ごみ(生活系)

(a) 収集・運搬

可燃ごみの収集は直営で行い、垂井町クリーンセンター(不破郡垂井町表佐3594番地の1)へ運搬する。

なお、ごみ収集業務を円滑に推進するため収集日と場所を指定する。

収集対象地域	収集日
雇用促進住宅・東駒引・垂井(南宮参道以東)・駒引・不破中前・ユニチカ前・ユニチカ西・ユニチカパナタウン・平尾・府中・岩手	月曜日 と 木曜日
垂井(南宮参道以西)・宮代・栗原・神田(東海道線以南)・表佐・綾戸	火曜日 と 金曜日

(b) 処分

垂井町クリーンセンターにおいて焼却処分し、焼却灰は町の最終処分場において埋立処分する。

なお、焼却灰の持ち出しに関しては、県外の民間処理施設へ持ち出して処分し、長期的視野に立った計画的な排出により施設の延命化を図る。

(c) 住民の協力義務

- ・町指定のごみ袋に入れ、指定された集積場所へ収集日の当日朝8時までに出すこと。
  - ・ごみ袋には名前を明記し、しっかり口をしぼること。
  - ・生ごみは、水切りをできる限り行うこと。
  - ・可燃ごみから、資源ごみ（新聞、雑誌、ダンボール、布類等）をできる限り取り除き、ごみの減量化及び再資源化に努めること。
- なお、生活系可燃ごみ処理に係る手数料は次のとおりとする。

ごみ袋の種類	手数料
大	50円
小	30円

(d) その他

収集日以外の平日（特別な場合を除く。）でも、垂井町クリーンセンターへ直接持ち込みに限り10kgあたり100円の手数料で処理できる。

B 不燃ごみ（生活系）

(a) 収集・運搬

町委託業者（（有）山元産業）により、西南濃粗大廃棄物処理センターへ運搬するものとする。

なお、不燃ごみの収集業務を円滑に推進するため、収集日と場所を指定する。

収集対象地域	収集日	
	スチール缶	アルミ缶・不燃物
雇用促進住宅・東駒引・垂井（南宮参道以東）・駒引・不破中前・ユニチカ前・ユニチカ西・ユニチカパナタウン・平尾・府中・岩手	火曜日	金曜日
垂井（南宮参道以西）・宮代・栗原・神田（東海道線以南）・表佐・綾戸	月曜日	木曜日

(b) 住民の協力義務

- ・指定された集積場（町指定収集箱）へ、収集日の当日朝8時までに出すこと。
- ・スプレー缶等の揮発性のガスは必ず使い切り、また穴を開けてから出すこと。
- ・不燃ごみから、資源ごみ（金属類、プラスチック類、使用済小型家電類等）をできる限り取り除き、ごみの減量化及び再資源化に努めること。

(c) その他

収集日以外の平日（特別な場合を除く。）でも、西南濃粗大廃棄物処理センターへ直接持ち込みに限り、100kg以下は一律1,000円、100kgを超えた場合は10kg毎に100円加算の手数料で処理できる。

C 粗大ごみ（生活系）

(a) 収集・運搬

収集方法は、戸別収集と拠点収集の併用で行う。

○戸別収集

- ・町が個人宅まで収集に向う収集方法で、指定日に道路沿い又は玄関先から収集する。
- ・事前に決められた期間内に役場へ電話で予約をする。
- ・学校区を基本に5地区に分割し、6月・9月・12月・3月の年4回、収集日を指定する。

収集地区	指定日
垂井	第1木曜日
東	第1火曜日
宮代	第1金曜日
表佐・栗原	第1月曜日
府中・岩手	第1水曜日

- ・収集は、シルバー人材派遣センターへの委託及び職員等により実施する。
- ・収集後、垂井町クリーンセンター又は垂井町エコドーム（不破郡垂井町岩手4254番地）に運搬し、リサイクルのできるものとできないものに分別を行い、リサイクルのできるものはエコドームで契約をしている業者により運搬及び処理を行い、リサイクルのできないものは委託業者（（有）山元産業）により、西南濃粗大廃棄物処理センターへ運搬する。

【令和 6 年度の戸別収集日】

収集対象地区 (小学校区)	収 集 日			
	6月	9月	12月	3月
垂井	6日(木)	5日(木)	5日(木)	6日(木)
東	4日(火)	3日(火)	3日(火)	4日(火)
宮代	7日(金)	6日(金)	6日(金)	7日(金)
表佐 栗原	3日(月)	2日(月)	2日(月)	3日(月)
府中 岩手	5日(水)	4日(水)	4日(水)	5日(水)
予約受付期間	5月1日(水) から 5月20日(月) まで	8月1日(木) から 8月20日(火) まで	11月1日(金) から 11月20日(水) まで	2月3日(月) から 2月20日(木) まで

※予約受付時間は土、日、祝祭日を除く、午前8時30分から午後6時15分まで



○拠点収集

- ・住民が直接垂井町クリーンセンター又は垂井町エコドームへ持ち込む収集方法で、6月・9月・12月・3月の年4回、指定日に収集を行う。

【令和 6 年度の拠点収集日】

収集場所	収 集 日			
	6月	9月	12月	3月
エコドーム	1 (土) から	1 (日) から	1 (日) から	1 (土) から
クリーンセンター	7 (金) まで	7 (土) まで	7 (土) まで	7 (金) まで
収集時間	午前9時から午後4時まで、(土、日)を含む			

(b) 住民の協力義務

- ・戸別収集は、予約指定した場所に指定日の当日朝8時までに出すこと。
- ・拠点収集は、収集場所に指定日の午前9時から午後4時までに搬入すること。
- ・ガラス製品等の割れやすいものは、ガムテープ等で飛散防止をすること。
- ・大型農機具、バッテリー、スプリング入りマットレス、廃タイヤ、家電リサイクル法対象機器（テレビ、エアコン、冷蔵庫、洗濯機、衣類乾燥機）及びパソコンは粗大ごみとして取り扱わないものとする。
- ・粗大ごみ処理券に、氏名、自治会名を記載し、粗大ごみに貼付して出すこと。なお、粗大ごみ処理に係る手数料は次のとおりとする。

粗大ごみ処理券の種類	手数料
戸別収集用処理券	200円
拠点収集用処理券	100円

(c) その他

収集日以外の平日（特別な場合を除く。）でも、西南濃粗大廃棄物処理センターへ直接持ち込みに限り100kg以下は一律1,000円、100kgを超えた場合は10kg毎に100円加算の手数料で処理できる。

D 資源ごみ

○金属類

垂井町エコドームで回収し、契約した回収業者へ引き渡す（有価）。

○缶類

垂井町エコドームで回収し、契約した回収業者へ引き渡す（有価）。

○ガラスビン類

町内全域を毎月第1水曜日から第4水曜日に収集し、契約した資源回収業者へ持ち込み、引き渡す。垂井町エコドームでの回収分についても同様とする（有価）。

○プラスチック類

垂井町エコドームで回収し、契約した回収業者へ引き渡す（品目により有価、若しくは有償）。

○ペットボトル

町内全域を毎月第1水曜日から第4水曜日に収集し、容器包装リサイクル協会と締結した指定業者へ引き渡す。垂井町エコドームでの回収分については、契約した回収業者へ引き渡す（有価）。

○トレイ・牛乳パック

町内全域を週1回（トレイ毎週月曜日・牛乳パック毎週火曜日）各公民館で回収し垂井町クリーンセンターにおいてストック選別後、回収業者に引き渡す（有価）。垂井町エコドームでの回収分については、トレイについては垂井町クリーンセンターにおいてストック選別後、回収業者へ引き渡す。牛乳パックについては、契約した回収業者へ引き渡す。

○紙類・布類

垂井町エコドーム及びエコステーションで回収し、契約した回収業者へ引き渡す（有価）。

○廃油

垂井町エコドームで回収し、契約した回収業者へ引き渡す（有価）。

○割り箸

垂井町エコドームで回収し、回収業者へ送付する。

○陶磁器類

各地区で年3回、町内39箇所を指定し、回収する。回収後に垂井町クリーンセンターにおいて選別し、契約した回収業者に引き渡す。垂井町エコドームでの回収分についても同様とする（有価）。

○インクカートリッジ

垂井町エコドームで回収し、協定を締結した回収業者へ送付する。

○小型充電式電池

垂井町エコドームで回収し、回収業者へ送付する。

○使用済小型家電

垂井町エコドームで回収し、契約した認定事業者へ引き渡す（有償）。

○生ごみ（給食残飯）

給食実施日に町内こども園、小学校及び中学校の給食残飯を直営で回収し、垂井町クリーンセンターへ運搬する。町所有の生ごみ処理器により堆肥化を行う。

○羽毛布団

年4回実施する粗大ごみ収集において、回収した布団の中から羽毛布団を回収業者へ送付する（有価）。

E 特殊ごみ

○がれき類

業者を介さず自ら運搬し、町長の許可を受け垂井町手数料条例（平成12年垂井町条例第11号）に定めた手数料を納めてから垂井町府中葉生地内の埋立処分場へ搬入するものとする。

(注) がれき類とは瓦・レンガ・ブロック片・コンクリート片の4種類とする。

車種	手数料
最大積載量350kg以下の車に積載したもの	1台当たり2,200円
最大積載量350kgを超え、1t以下の車に積載したもの	1台当たり4,400円
最大積載量1tを超え、2t以下の車に積載したもの	1台当たり8,800円
最大積載量2tを超え、4t以下の車に積載したもの	1台当たり17,600円
最大積載量4tを超え、6t以下の車に積載したもの	1台当たり35,200円

○有害ごみ

水銀等が含まれている電池、蛍光灯については、毎月1回の収集を行い、西南濃粗大廃棄物処理センターへ搬入処分するものとする。垂井町エコドームでの回収分についても同様とする。

○事業系ごみ

事業活動に伴って生じた一般廃棄物は、排出者が直接焼却処理場へ搬入するものとする。ただし、特定の事業場（一般廃棄物処理委託業者と締結している事業所）については、一般廃棄物処理業者（別表1）が搬入することができる。また、産業廃棄物の一部（町が許可したものに限る。）を、一般廃棄物とあわせて搬入することができる。

(ウ) 関連施設の概要

A 中間処理施設

- ・名称 垂井町クリーンセンター
- ・所在地 垂井町表佐3594番地の1
- ・処理方法 機械化バッチ式
- ・処理能力 40t/日(20t/8h×2炉)

B 最終処分施設

(a) 最終処分場

- ・所在地 垂井町表佐3594番地の1
- ・処理方式 サンドイッチ方式
- ・面積(容量) 2,000m<sup>2</sup> (約6,400m<sup>3</sup>)
- ・種類 焼却灰

(b) 埋立処分場

- ・所在地 垂井町府中1081番地の1
- ・処理方式 サンドイッチ方式
- ・面積(容量) 2,901.6m<sup>2</sup> (6,901m<sup>3</sup>)
- ・種類 瓦、レンガ、コンクリート、ブロック

(2) 生活排水処理実施計画

ア 生活排水処理計画

処理形態	処理人口 (単位: 人)
計画処理区域内人口	25,940
水洗化・生活排水処理人口	19,815
下水道	11,881
合併処理浄化槽	7,549
農業集落排水施設	385
水洗化・生活排水処理人口 (単独浄化槽)	5,381
非水洗化人口	744

イ 収集運搬、中間処理及び最終処分計画

(ア) 発生見込量、収集回収及びその処分方法

廃棄物の種類	発生見込量 (kl/年)	収集		処分	
		処理主体	収集回数	処理者	処理方法
し尿	1,133	許可業者	月1回	大垣衛生施設組合	処理施設で処分
浄化槽汚泥	11,350	許可業者	随時	大垣衛生施設組合	処理施設で処分

(イ) 搬入者別内訳量

搬入者	種別	6年度	5年度	保有車両台数
		搬入予定量 (kl/年)	搬入実績 (kl/年)	
中央清掃(株)	し尿	300	247.06	バキューム車×22台
	浄化槽汚泥	4,200	4,053.38	
(有)岐北	し尿	0	0	バキューム車×3台 濃縮車×1台
	浄化槽汚泥	1,800	676.3	
(株)大垣クリーン興業	し尿	24	0.1	バキューム車×4台
	浄化槽汚泥	0	0	
(株)光商会	し尿	900	885.76	バキューム車×7台 汚泥濃縮車×1台
	浄化槽汚泥	6,264	6,619.86	
	農業集落排水施設汚泥	336	北部 149.9 伊吹 186.3	

(ウ) 具体的な収集運搬・処分の概要（収集方法、対象地域、収集日等）

A し尿

(a) 収集・運搬

し尿の収集は、次の表にある垂井町の許可業者が毎月1回収集し、大垣衛生センターへ運搬するものとする（日程：別表2及び別表3）。

なお、し尿の収集運搬は、法第7条に基づく、一般廃棄物収集運搬業の許可を受けた者が、計画収集区域内において、許可業者ごとに別紙「浄化槽・し尿汲取区域図」のとおり区域を定めて実施する。

(b) 処分

大垣衛生センターにおいて行うものとする。

B 浄化槽汚泥等

(a) 収集・運搬

浄化槽の清掃は、法第7条第1項及び浄化槽法第35条第1項の許可業者が各法の定めるところにより実施し、清掃に伴って生じた汚泥（沈砂・スクリーンカスを除く）は大垣衛生センターへ運搬するものとする。

なお、浄化槽汚泥の収集運搬は浄化槽法第35条に基づく浄化槽清掃業の許可を受け、かつ、法第7条に基づく一般廃棄物収集運搬業の許可を受けた者が、業務を行うものとする。

(b) 処分

浄化槽汚泥等の処分は、大垣衛生センターの処理場において、し尿と併せて行うものとする。ただし、浄化槽汚泥等のうち沈砂・スクリーンカス等は産業廃棄物として処理する。

○し尿浄化槽関係一般廃棄物の収集体制

種 類	収集運搬量	収集区域	収集回数	収集方法
し 尿	1,133 kl	別表4の とおり	月1回程度 計画表は別表2及び 別表3に定める。	バキューム式収集運 搬車による個別方式
汚 泥	11,350 kl		年1回以上	バキューム式収集運 搬車及び汚泥濃縮車 による個別方式

○し尿・浄化槽関係一般廃棄物の処理主体

処理区分	処 理 主 体		
	収 集・運 搬		処 理
し 尿	委託業者	中央清掃(株)、(株)光商会 (株)大垣クリーン興業	大垣衛生センター
浄化槽汚泥	委託業者	中央清掃(株)、(有)岐北 (株)光商会	
農業集落排水施設 汚泥	委託業者	(株)光商会	

《一般廃棄物処理業》

許可番号	郵便番号	住所	名称	TEL	作業区域	保有車両
垂井町指令 第116号	503-2103	垂井町梅谷1056番地	(株)光商会	0584-22-0572	し尿・浄化槽汚泥(北郡地区)、 可燃物・不燃物(JR東海垂井駅 他21社)、 特定家庭用機器廃棄物	バックカー×1台 コンテナ車×2台 ハキューム車×7台 汚泥濃縮車×1台
垂井町指令 第117号	503-0953	大垣市割田1丁目656番地	岐阜サービス(株)	0584-89-7350	可燃物・不燃物(株)稲谷栗原工場、 特定家庭用機器廃棄物	バックカー×2台
垂井町指令 第118号	503-0015	大垣市林町1丁目46番地	大垣メテナス(株)	0584-78-9086	可燃物・不燃物	バックカー×7台 タンブ車×3台
垂井町指令 第119号	509-0106	各務原市各務西町1丁目232番地	(有)岐北	058-370-8448	浄化槽汚泥(ユニチカ(株)垂井工場、ユニチカパナタウン)	バックカー×2台 タンブ車×3台 外
垂井町指令 第120号	501-0222	瑞穂市別府1259番地の1	中央清掃(株)	058-327-1144	し尿・浄化槽汚泥(南部地区)	ハキューム車×22台
垂井町指令 第121号	503-2121	垂井町2310番地の3	(株)室建工	0584-22-0556	可燃物・不燃物、特定家庭用機器廃棄物	タンブ車×2台
垂井町指令 第122号	503-2122	垂井町表佐2150番地の1	(有)山元産業	0584-23-1589	可燃物・不燃物(コミヤ垂井店 他24社)、 特定家庭用機器廃棄物	バックカー×4台 コンテナ車×1台 外
垂井町指令 第123号	503-0112	安八郡安八町東結1092番地の1	(株)名晃	0584-62-3411	可燃物・不燃物(アートホームサービス 他120社)	バックカー×16台 コンテナ車×7台 外
垂井町指令 第124号	503-0808	大垣市三塚町998の2	吉川産業	0584-73-2269	可燃物(ナブテスコ(株)岐阜・垂井工場)	平ボディ車×1台
垂井町指令 第125号	503-2112	垂井町綾戸381番地	(株)新栄	0584-22-1409	可燃物・不燃物(三甲(株)岐阜第2工場 他11社)、 特定家庭用機器廃棄物	バックカー×2台
垂井町指令 第126号	501-1183	岐阜市則松2丁目157番地	(株)野々村商店	058-239-9921	可燃物・不燃物(あいかわ 他29社)、 特定家庭用機器廃棄物	バックカー×6台 コンテナ車×2台
垂井町指令 第127号	503-0933	大垣市外野1丁目16番地2	(株)大垣クリーナー興業	0584-47-7070	し尿(ユニチカ(株)垂井工場、ユニチカパナタウン)	ハキューム車×4台

《浄化槽清掃業》 ※ 網掛けの業者については、し尿のみ

許可番号	郵便番号	住所	名称	TEL	作業区域	保有車両
垂井町指令 第128号	503-2103	垂井町梅谷1056番地	(株)光商会	0584-22-0572	垂井町北郡地区	ハキューム車×7台 汚泥濃縮車×1台
垂井町指令 第129号	509-0106	各務原市各務西町1丁目232番地	(有)岐北	058-370-8448	ユニチカ(株)垂井工場、ユニチカパナタウン	ハキューム車×3台 濃縮車×1台
垂井町指令 第130号	501-0222	瑞穂市別府1259番地の1	中央清掃(株)	058-327-1144	垂井町南部地区	ハキューム車×22台





## 令和6年度 し尿くみ取り日程表

## 垂井町

収集地区	年 月	6年	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	7年	2月	3月
		4月									1月		
栗原		1	1	1	1	1	2	1	1	2	X	1	1
綾戸		2	2	3	2	2	3	2	2	3	4	3	3
(表佐地区) 習南・習中・習北 共栄・竹田・在原 親和・勝一色・大門 三共・朝日・昭和 大興・天王・東和 若宮・福寿・塚の宮・新町		15	15	14	12	9	13	15	15	13	15	14	14
2回取り		15	15	14	12	9	13	15	19	13	15	14	14
(宮代地区) 富処・北野・庄司川 天満・中屋敷 谷川・市場・神明		19	20	18	19	19	20	18	19	20	20	18	18
(宮代地区) 堅瀬古・横瀬古・谷中 大峰・最横・西沢 城屋敷・南森下		19	20	18	19	19	20	18	19	20	20	18	18
(垂井地区) 末広・三和・神矢 駅新・駅前・栄・泉 東町・三友・神田 御所		25	24	24	24	26	24	25	25	24	24	25	25
野田・朝倉・旭西		30	30	28	30	30	30	30	29	26	30	28	29

# 浄化槽・し尿汲取区域図



**北部地区**

浄化槽清掃  
し尿汲取

光商会  
0584-22-0572

浄化槽清掃

し尿汲取

**ユニチカ  
周辺地域**

有限会社 岐北  
058-370-8448

大垣クリーナー興業  
0584-47-7070

**南部地区**

浄化槽清掃  
し尿汲取

中央清掃  
058-327-1144